

VI 活動の推進に向けた取組

1. 地域資源保全管理構想の策定

活動組織は、毎年度実施する「地域資源の適切な保全管理のための推進活動※」に基づき、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動などを、活動期間中に「地域資源保全管理構想」としてとりまとめ、市町村長に提出します。

推進活動の内容は、活動計画書を参照してください。 ⇒ P 2-20

地域資源保全管理構想（例）

別記1-4 様式

○○○○地区地域資源保全管理構想 (平成○○年○月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

農用地面積 9,276 a (田 8,873 a、畑 403 a)
農用地の範囲 別添図面のとおり

●対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記入します。

●「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林など、地域で保全管理していく施設について記入します。

●該当する施設がない場合は、項目を削除します。

(2) 水路、農道、ため池

水路 L = 39.3 km (開水路)
農道 L = 23.4 km
ため池 N = 4箇所
施設の位置 別添図面のとおり

(3) その他施設等

給排水施設 N = 120箇所
鳥獣害防護柵 L = 5.0 km
施設の位置 別添図面のとおり

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

<例> • 遊休農用地等の発生状況の把握
• 遊休農用地発生防止のための保全管理
• 畦畔、農用地法面等の草刈り など

●対象とする活動の範囲、内容を記入します。

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

① 水路

<例> • 泥等の堆積状況の確認
• 水路及び附帯施設（ポンプ場、調整施設）周辺の草刈り
• 水路及びポンプ吸水槽等の泥上げ
• 附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修 など

② 農道

<例> • 路面・法面状態の確認
• 路肩・法面の草刈り
• 側溝の泥上げ など

③ ため池

- ＜例＞・施設状況の確認（動作確認等）
 ・法面や取水施設周辺の草刈り
 ・ため池の泥上げ
 ・附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修など

(3) その他施設について行う活動

- ＜例＞・給排水施設及び鳥獣害防護柵の適正管理（補修・設置・撤去など）

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

構成員 別添「構成員一覧表」のとおり
 意思決定方法 別添「〇〇〇〇規約」のとおり

●活動組織が作成した規約や構成員一覧表を利用します。

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

●担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民などの参画について記入します。

構成員	主な役割
担い手農家	■ 畦畔・農用地法面等の草刈り（可能な範囲で実施）
担い手以外の農家	■ 畦畔・農用地法面等の草刈り（担い手農家の農地含む）
農業者 地域住民（非農業者）	■ 遊休農地等の発生状況の把握（点検） ■ 遊休農地発生防止のための保全管理
〇〇自治会	■ 鳥獣害防護柵の管理

② 水路、農道、ため池について行う活動

構成員	主な役割
農業者 (担い手農家含む)	■ 水路の泥等の堆積状況の確認 ■ 水路及び附帯施設（ポンプ場・調整施設等）の草刈り ■ 水路の泥上げ ■ ため池の草刈り
地域住民（非農業者）	■ 水路の草刈り ■ 水路の泥上げ
〇〇自治会	■ 農道の路肩・法面状態の確認 ■ 農道の路肩・法面の草刈り ■ 農道側溝の泥上げ
〇〇水利組合	■ 水路の配水操作 ■ 水路の補修 ■ ゲート等の保守管理 ■ ため池の施設状況の確認（動作確認等） ■ ため池附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修
...	■ ... ■ ...
...	■ ... ■ ...

③ その他施設について行う活動

構成員	主な役割
農業者 (担い手農家含む)	■ 給排水施設の管理（補修含む）
○○自治会	■ 鳥獣害防護柵の管理（補修、設置など）

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（1）担い手農家の育成・確保

- Iターン等も含めて、後継者等の担い手農家が入りやすい環境（里親や研修等）を作れるように、地域全体で検討していく。
- 高齢化が進んできているので、技術継承をするためにも後継者に対する施設や機械等の支援、新規就農希望者に対応できる体制（農機の再利用、農地の情報提供、研修の受け入れ）を整えることで担い手を確保し、農業の活性化を図る。
- 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく保全管理を行う。
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手を確保する。
- A集落においては、担い手農家が少ないため、○○集落と共同で保全管理を行う。
- 農地の集積を行い、隣接集落の農業法人○○にお願いして担い手を確保し、保全管理については、集落の農業者も協力し、地域ぐるみで保全管理に取り組む。

●人・農地プランなどを基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記入します。

（2）農地の利用集積

- 耕作放棄地が発生しないよう、農用地の状況、耕作者の状況の確認を行い、農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。
- 昭和○○年代には場整備事業を実施した地域であるため、小区画で整備されている。今後、農村環境を保全しつつ、更なる農地の集積を図る。

▲ 農地中間管理事業の活用も検討してください。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

＜例＞

- 農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
- 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やN P O法人化

●上記以外にも、活動計画書の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」を踏まえて、組織で検討してください。

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るために、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

※地域資源保全管理構想の策定については「活動の解説（P.6-1）」を参照してください。



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他 |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業 | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | <input type="checkbox"/> ⑤その他 |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力 | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| <input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他 |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | 本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。 |

9. 交付金の返還手続き

交付金の対象農用地は、活動期間を通じて、適切に保全管理される必要がありますので、次に該当する場合は、交付金の返還が必要になります。

項目	要件の不適合	対象農用地面積の減少
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合 ② 活動計画書に位置付けた活動を実施しなかった場合 ③ 活動計画書に位置付けた水路、農道などの施設が適切に保全されていないと認められた場合 ④ 地域資源保全管理構想が作成されなかった場合 ⑤ それぞれの交付金の交付対象となる要件を満たしていないことが確認された場合 ⑥ 交付金が、県の地域活動指針以外の目的に使用されていると認められた場合 	対象農用地が農地転用などにより減少した場合
確認方法	活動組織から提出される実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿などにより確認	事前協議書※1により確認
返還の対象範囲	<p>①の場合 当該面積に相当する交付金を協定の締結年度に遡って返還（協定がある場合）</p> <p>②～⑤の場合 交付金の全部又は一部を協定の締結年度に遡って返還（協定がある場合）</p> <p>⑥の場合 目的外に支出された交付金に相当する部分を返還</p>	<p>減少した面積に相当する交付金を協定の締結年度に遡って返還（協定がある場合）</p> <p>なお、農地・水保全管理支払の向上活動（長寿命化）に係る交付金については、遡及返還の対象なりません。</p>
返還方法	活動組織の自己資金から返還（交付金からの返還は不可）	当該年度以降の交付金で相殺（減額交付）
免責事項	自然災害、その他やむを得ない理由が認められる場合※2	

※1 農地転用などで対象農用地面積が減少する場合は、その返還対象面積、返還金額を確認する必要がありますので、必ず事前協議をしてください。

※2 やむを得ない理由に該当する場合は、返還が免除される場合があります。免責事由に該当するか否かは、事前協議などで判断しますのでご相談ください。